

平成 24 年度 事業報告書

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

はじめに	1
I 啓発普及活動事業	2
1 広報啓もう活動	3
(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	3
(2) 東警協ウェブサイト	3
2 犯罪抑止活動等補助	3
(1) 防犯パトロール車（青パト）の寄贈	3
(2) パンフレット等防犯グッズの作成、寄贈及び配布	3
II 育成事業	4
1 教育研修会	4
(1) 教育幹部の研修会	4
(2) 各地区における研修会	5
2 警備員教育	6
3 職業訓練認定校	6
4 公安委員会講習	6
(1) 新規取得講習	6
(2) 追加取得講習	7
(3) 機械警備業務管理者講習	7
(4) 現任指導教育責任者講習（定期講習）	7
5 特別講習	7
III 調査研究指導事業	8
1 調査研究	8
(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	9
(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究	9
(3) 警備業の実態把握調査研究	9
(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	9
2 適正業務指導	10
(1) 警備員指導教育責任者研修会	10
(2) 施設警備業務経営者等研修会	10
(3) 交通警備業務経営者等研修会	10
(4) 機械警備業務管理者研修会	10
(5) 輸送警備業務管理者研修会	11
(6) 適正業務パトロール（交通警備業務）	11
(7) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）	11
IV 災害対策支援事業	11
1 環境構築	12
2 研修会・訓練等の実施	12
(1) 災害対策指導者訓練	12
(2) 東京都総合防災訓練への参加	12
(3) 電話連絡網招集伝達訓練	12
(4) 各地区における研修会、地域ごと及び所轄警察署ごとの訓練に参加	12
V 表彰等事業	13
1 優良警備員表彰及び警備員教育功労者等表彰	13
(1) 優良警備員表彰	13
(2) 警備員教育功労者等表彰	13
2 労務関係	13
(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2013（労働安全衛生大会）	13
(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）	14
(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者研修会）	14
3 その他会員対象事業	14
(1) 業務別報告会	14
(2) 地区別報告会	15
(3) 上級救命講習	15
(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動	15
VI 書籍等販売事業	17

はじめに

当協会は、昭和62年10月1日東京都知事から許可を受け社団法人東京都警備業協会として設立された。

前身は、参加企業47社で当協会の創立記念の日となる昭和46年10月28日に発足した「東京都警備会社連絡協議会」であり、昭和52年4月25日の総会で「東京都警備業協会」に名称変更している。

その後、平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行されたことに伴い、特例民法法人として、組織や内部統制の見直しを継続しつつ、

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業を中心に、あわせて共益事業にも比重を移して事業展開をしてきた。

平成25年4月1日一般社団法人に移行登記をすることとし、定款変更案、関連諸規定案を策定し、それらを理事会及び通常総会において承認を受けるなどの準備をすすめてきた。

その中であって、平成24年6月1日東京都に行なった一般社団法人への移行認可申請は、同年6月25日諮問を受けた東京都公益認定等審議会において審議がなされ、同日、同会会長から東京都知事に対して「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第117条に規定する認可の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申がなされた。それに基づき、平成25年3月25日東京都知事から認可書の交付を受け、当初方針どおり4月1日一般社団法人東京都警備業協会の登記手続きを完了したところである。

さて、平成24年の都内における刑法犯の認知件数は、平成15年以降10年連続して減少しているものの、特に、高齢者が被害に遭う振り込め詐欺は大幅に増加するなど、治安情勢は予断を許さない状況にある。そのことから、生活安全産業として位置づけられる警備業においては、振り込め詐欺被害未然防止のための声かけ運動を積極的に実施し成果を挙げたのを始め、官民一体となった防犯活動に積極的に参加、あるいは防犯グッズを作成、配布するなどの安全・安心を実感できる社会づくりのための犯罪抑止活動事業を推進した。

また、平成24年10月30日に施行された改正暴力団対策法や平成23年10月1日施行の東京都暴力団排除条例を踏まえて、暴力団情勢、動向等の把握とともに、契約書への暴力団排除条項の導入などの暴排機運の醸成、浸透を図るための研修会等の諸対策を取ったところである。

更には、現在警察庁において検討されている改正警備業法附則第11条に基づく関係規則等の見直しを踏まえた検定合格警備員の配置基準に的確に対応するため、その事前対策として特別講習の回数を見直し実施したほか、平成24年6月25日

付で、警察庁から警視庁、道府県警察本部に「プール監視業務は警備業務である」との内容の通知が発出されたことから、警備員教育に関する多くの相談が寄せられた。そのことを踏まえ、警視庁と協議をし警視庁担当官の出席の下、プール監視業務を行う業者を交えてのプール監視業務に係る連絡会議を2回開催した。

その結果、業務別教育における具体的教育内容の教示を受けるなどの成果を見たところである。

加えて、東京都公安委員会にかかる一部改正「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」が平成24年8月31日施行されたが、11月に会員会社の代表取締役ほかが発覚合格証明書を偽造し、行使したとして警視庁に逮捕されるという事件の発覚をみたことなどから、厳格な法令遵守と適正な警備業務実施の機運の醸成を図るための各種研修会等を実施した。

そのほか、東日本大震災の教訓から警視庁と協議をしながら見直しを進めていた、警視庁と締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」及び近隣の1都10県の警備業協会が締結した「広域相互支援協定」（以下「災害対策支援協定」という。）に基づく活動要領等の見直しについては、プロジェクトチームを編成し改正作業を推進した結果、災害対策委員会及び理事会の承認を経て、本年4月1日運用を開始した。

平成24年度の事業の推進結果については、下記のとおりである。

I 啓発普及活動事業

（定款上の事業～第4条第1項第1号「都民の自主防犯意識、自主防災意識の啓もう及びこれらの活動に対する協力事業」、第7号「関係行政機関等の行う防犯、防災その他事故防止活動に関する協力事業」、第8号「警備業に関する内外の意識の向上及び改善を目的とする機関誌の発行その他広報活動に関する事業」）

平成24年は警備業発足半世紀という節目の年であった。この間、国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を担う警備業は、安全・安心な社会の基盤を形成する生活安全産業として発展し社会的信頼を高めてきた。そのような中、都内の刑法犯の認知件数は、平成15年以降10年連続して減少しているものの、特に高齢者を狙った振り込め詐欺が急増するなど、身近な犯罪の発生が「都民の体感治安」を悪化させている。また、東日本大震災発生を契機としての各種災害対策が身近なものとして都民の大きな関心事となっている。

そのような状況の下、関係機関との連絡協調体制の一層の確立を図りながら、被害防止対策、災害時対策を広く一般に呼びかけるとともに、犯罪抑止につながる広報啓もう活動を実施したほか、地域の防犯等の活動に大きく寄与している防犯ボランティア団体等に積極的に支援・協力するなど、犯罪等に強い社会構築のための対策を推進した。

1 広報啓もう活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

機関誌「とうけいきょう」に、地震等災害情報、労働災害情報、犯罪情報等をはじめ、「警備業法関連規定Q&A」や「役に立つ税務相談」等の警備業に役立つ情報を掲載したほか、会員の利便性を図るため、会員専用ホームページに機関誌「とうけいきょう」を掲載した。そのほか、会員をはじめ関係機関、団体等に配布するなど、自主防犯、防災意識の啓発普及を推進した。

(2) 東警協ウェブサイト

会員専用ホームページには、「平成23年警視庁立入検査実施結果」を始め、「プール監視業務を受託する際の警備員の資質の向上」「7月9日から外国人の在留管理制度が変わります」「今夏の職場における熱中症予防対策の徹底」「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準の一部改正」「東京都最低賃金の改正」「社会保険未加入問題の是正措置」「プール監視業務に従事する警備員の教育内容」などの多数の情報のほか、機関誌「とうけいきょう」を掲載するなど、会員の利便性の向上を図った。

また、一般閲覧用の東警協からのお知らせ欄に、「熱中症予防対策の徹底」「平成23年における警備業の概況」「プール監視業務についての参考情報」「全警協のセキュリティプランナー講習、セキュリティコンサルタント講習」の案内のほか、東京都公安委員会からのお知らせなどを通じて、資格取得講習等の案内を広く一般に公開するなどした。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 防犯パトロール車（青パト）の寄贈

地域の犯罪抑止活動及び自主防犯意識の啓もう活動に寄与するため、平成19年度から平成23年度までに、地域の防犯活動を実施する防犯協力団体に青色防犯パトロール車（青パト）を寄贈していたが、本年度は、諸般の事情により寄贈がなかった。

（平成23年度までの寄贈数～36団体、37台）

(2) パンフレット等防犯グッズの作成、寄贈及び配布

子供たちを有害サイトから守るための広報啓発活動用として、コナン仕様「フィルタリング普及促進用クリアファイル」を5月に5万枚、11月に6万枚の延べ11万枚を、ひったくりの撲滅対策として、自転車のかごカバー「くるみちゃん」を6月に1万5,000個、11月に1万5,000個の延べ3万個を、11月には、少年非行防止対策として、俳優の塚本高史の写真入りポケットティッシュ30万個と振り込め詐欺撲滅の広報啓発用として振り込め詐欺手口防犯標語入り卓上カレンダー2万5,000個、クリアファイル3万枚及び卓上スマートフォン立て8,000個を、更に振り込め詐欺撲滅対策広報啓発

用として、本年2月には、リーフレット10万枚を作成し、それぞれ防犯活動を実施するボランティア団体に寄贈した。

これら、防犯グッズ等の作成、寄贈などを積極的に行い、犯罪抑止活動に貢献したとして、平成25年1月18日、警視総監感謝状が授与された。

II 育成事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第2号「警備従事者に対する教育、訓練及び各種教材の研究開発に関する事業」、第3号「東京都公安委員会から委託された講習に関する事業」、第6号「警備用資器材の研究開発、関係図書収集及び発刊並びにこれらの購入及び斡旋に関する事業」、第11号「警備員の検定に係わる登録講習機関が行う講習に関する事務受託事業」)

警備業務は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする生活安全産業として、国民の自主防犯活動を補完又は代行するという重要な役割と責任を担っている。それを全うするためには、その業務を担う警備員に専門的な知識及び技能が必要とされる。加えて警備業務が適正に実施されるためには、さらにその知識及び技能を練磨し、厳正な規律に従って警備業務を行うことができる高い資質と倫理観を兼ね備えた警備員の育成が内外に強く求められている。

そのような警備員を育成、輩出するために、警備員はもとより各社の経営者等の教育幹部を対象に、次のとおり各種教育事業を展開した。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識及び能力の向上を図るため、会員はもとより非会員にも広く参加を求め、かつ、受講対象者を警備業務別、担当者別に分類し次の研修会を実施した。

(1) 教育幹部の研修会

各社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るため、警視庁、東京消防庁の担当官や民間の講師を招き、次のとおり研修会を実施した。

ア 教育幹部合宿研修会

9月10日～12日の3日間(2泊3日)、「研修センターふじの」を会場に、各社の幹部及び警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体にした研修会を実施した。内容は、学科試験と解説、「警備会社における管理者(中堅幹部)の在り方」「部下育成のコツとリスクマネジメント意識の醸成」「警備業務の諸問題」の講演、「魅力ある警備員の育成」を研究課題としたグループディスカッション及びAED操作要領などの初期救命訓練や基本動作・部隊動作の実技訓練を実施した。

参加者からは、「多様なカリキュラムが用意されていてよかった。講師の

指導も厳しく一生懸命行えた」「みんなの熱意を感じた。伝統ある研修会に参加でき光栄」「他社の人と接して有意義であった」「よい経験になった」「次回も参加したい」などの意見があったほか、「涼しい時期にするなど、開催時期を検討してほしい」「遠いので都心に近い場所を」などの意見も見られた。今後の参考とする。（参加者53名）

イ 教育幹部研修会

各社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に1回、経営者層を対象に1回、計2回の研修会を東警協第2研修センターにおいて実施した。

1回目は、6月22日教育幹部を対象に、警視庁の担当官から「交通実務の現状と適正な警備業務の実施」、消防庁の担当官から「救急実務の概況と初期救命の重要性」、警備会社の女性社長から「部下育成とリスクマネジメント」、警視庁OBから「警護の実務から見た適正な警備業務実施の考察」など、教育幹部のあり方について研修した。（参加者215名）

2回目は、11月19日経営者層を対象に、東警協顧問の社会保険労務士から「いま求められる人事労務管理」、警視庁担当官から「警備業務の諸問題」など、経営者の在り方について研修した。（参加者190名）

ウ 中堅幹部研修会（施設警備業務）

5月9日、11月14日の2回、東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務各社の教育中堅幹部に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。（参加者延べ151名）

エ 交通誘導警備業務指導者研修会

6月18日（交通警備）及び10月22日（雑踏警備）の2回、東警協研修センターにおいて、交通警備業務各社の指導者に対する実技訓練を主とした研修会を実施した。（参加者延べ101名）

オ 機械警備業務・輸送警備業務教育幹部研修会

7月11日東警協第2研修センターにおいて、機械警備業務・輸送警備業務の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を主体に、社団法人日本てんかん協会の職員を講師に招き「てんかん既往者の運転が原因となる重大交通事故を踏まえた会社管理者の対応策」、警視庁担当官から「最近の重大交通事故を踏まえた安全運転管理者等の対応策」について研修した。いずれも自動車運転の管理に係る内容であり、特に人事・業務管理上有意義な研修となった。（参加者72名）

(2) 各地区における研修会

各地区においても、警視庁、労働基準監督署などの担当官や社会保険労務士、医学博士などから、適正業務の実施、労務管理に関する諸対策、メンタルヘルスなどの講演を主とした研修会をそれぞれ実施した。

2 警備員教育

現任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に基づく現任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

- 教育期ごとの現任教育（基本教育、業務別教育・1日）
52回（1回1日）4, 259名（会員3, 898名、非会員361名）
- 予備講習（業務別教育・1日及び2日間）
 - ・ 施設1級 5回（1回 2日間） 443名
 - ・ 施設2級 12回（1回 2日間） 1, 031名
（平成25年度特別講習分1回含む。）
 - ・ 交通2級 13回（1回 2日間） 1, 197名
 - ・ 雑踏1級 1回（1回 2日間） 82名
 - ・ 雑踏2級 5回（1回 2日間） 407名
 - ・ 貴重品1級 1回（1回 2日間） 37名
 - ・ 貴重品2級 4回（1回 1日） 167名合計41回 3, 364名

3 職業訓練認定校

新任教育

受講申し込みのあった警備員に対して、警備業法第21条第2項に定められている新任教育を東警協研修センターにおいて次のとおり実施した。

12回延べ48日間、受講人員837名（会員752名、非会員85名）

4 公安委員会講習

東京都公安委員会から委託された、警備業法第22条の規定に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械警備業務管理者講習を東警協研修センターで、各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を東食健保会館及び東警協研修センターで次のとおり実施した。

(1) 新規取得講習

- ・ 1号警備業務（7日間）4回 509名（合格率86.8%）
 - ・ 2号警備業務（6日間）2回 143名（合格率82.3%）
 - ・ 3号警備業務（6日間）2回 81名（合格率97.5%）
 - ・ 4号警備業務（5日間）1回 11名（合格率90.9%）
- 合計 9回 744名

(2) 追加取得講習

・ 1号警備業務 (4日間) 4回	92名 (合格率97.8%)
・ 2号警備業務 (3日間) 2回	64名 (合格率100%)
・ 3号警備業務 (3日間) 2回	24名 (合格率95.8%)
・ 4号警備業務 (2日間) 1回	47名 (合格率100%)
合計 9回	227名

(3) 機械警備業務管理者講習

4日間 3回 130名 (合格率64.6%)

(4) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)

・ 1号警備業務 (1日) 3回	587名 (東食健保会館)
・ 2号警備業務 (1日) 2回	376名 (東食健保会館)
・ 3号警備業務 (1日) 1回	82名 (東警協研修センター)
・ 4号警備業務 (1日) 1回	79名 (東警協研修センター)
合計 7回	1,124名

なお、東警協ホームページにおいて、それぞれ講習の年間実施計画及び受講手続き等を掲載するなどの広報をしたほか、各種研修会等できめ細かく指導するなど、講習の適正な実施に努めた。

5 特別講習

(一社)警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を「研修センターふじの」及び「東警協研修センター」で次のとおり実施した。

○ 施設警備業務1級	5回	
	本講習	389名 (合格率57.1%)
	再講習	89名 (合格率59.6%)
○ 施設警備業務2級	11回	
	本講習	826名 (合格率65.3%)
	再講習	184名 (合格率67.4%)
○ 交通誘導警備業務2級	13回	
	本講習	1,016名 (合格率59.5%)
	再講習	314名 (合格率48.1%)
○ 雑踏警備業務1級	1回	
	本講習	75名 (合格率76.0%)
	再講習	16名 (合格率37.5%)

○ 雑踏警備業務 2 級	5 回	
	本講習	3 8 6 名 (合格率 7 0 . 2 %)
	再講習	6 8 名 (合格率 6 4 . 7 %)
○ 貴重品運搬警備業務 1 級	1 回	
	本講習	7 9 名 (合格率 8 7 . 3 %)
	再講習	2 0 名 (合格率 5 0 . 0 %)
○ 貴重品運搬警備業務 2 級	4 回	
	本講習	3 2 7 名 (合格率 6 1 . 2 %)
	再講習	8 6 名 (合格率 4 6 . 5 %)
合計	4 0 回	3 , 8 7 5 名
	本講習	3 , 0 9 8 名
	再講習	7 7 7 名

このうち、施設警備業務 2 級特別講習及び雑踏警備業務 2 級特別講習は「東警協研修センター」で実施した。

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業～定款第 4 条第 1 項第 5 号「警備業務の適正化、警備業務に関する知識、技術の向上を図るための調査研究及び警備業務の需要動向に関する調査研究事業」、第 9 号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」)

国民の自主防犯・防災活動を補完又は代行する警備業にとって、平素から犯罪の発生状況、災害時に予想される被害状況等を想定した対策を研究し、啓発普及活動や災害対策支援活動に活用していくことは重要なことである。

また、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」をしていくために、警備業の実態把握等の情報を集約し、必要とされる警備の技術、能力、知識等に活用し、質の高い警備員を育成するために役立てていくことも求められている。加えて、適正かつ質の高い警備業務の実施が求められていることから、警備業法等の周知のための研修会、日常業務の相談受理等を通じて指導助言を行うなど、次の事業を推進した。

1 調査研究

警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」の実現を目指すとともに、警備業務の適正運営に資するため、犯罪の発生状況、警備業の実態、警備料金実態、労働災害等についての情報を関係諸官庁の資料等を通じて収集し、その活用に努めた。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

警視庁がまとめた「平成23年東京の犯罪情勢」「万引きの取扱状況」「平成23年警備業の実態と指導強化推進状況」「振り込め詐欺被害防止」等の資料から情報を収集し、資料の発出や機関誌「とうけいきょう」、協会ホームページに掲載したほか、研修会で警視庁担当官から、犯罪情勢と犯罪抑止活動等の指導を受けるなど、その対策等について研究した。

(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究

ア 相談等の受理

平成22年12月1日相談専門員の委嘱、専用電話を設置するなどして、相談受理体制の整備をしたところであるが、本年度も、来訪あるいは電話により、警備業法に係る相談、検定等に関する事、労基法等に関する事などの相談があった。特に、警察庁から「プール監視業務は警備業務である」との内容の通知が発出されたことに伴い、警備員教育に関する多くの相談が寄せられたほか、警備業者の逮捕事案を受け、法令遵守のための周知等についての要望もあった。このほか、職員が日常業務を通じての相談等は多数あるが、その都度適正な対応をしている。

これらの相談案件等を踏まえて、警備業法関連規定Q&Aを機関誌「とうけいきょう」に掲載したが、今後の適正業務の推進とあわせ、協会に求められるニーズを把握して更によりよい協会づくりに努めていく。

イ 事故事例等

警備会社や警備員の不適正事案・不祥事案、労働災害等による死傷事案、死傷者数等は、関係機関の公表や報道内容等により把握し、研修会等でその浸透に努めたほか、必要な情報は機関誌「とうけいきょう」、協会ホームページに掲載した。

(3) 警備業の実態把握調査研究

協会事業として必要とされる教育、講習等を検討するため、警備業者、警備員の数、警備業務種別、各資格者、検定保有者等の実態を調査するとともに、会員に対して、協会に求める事業、講習、研修会等のアンケート調査を実施した。その結果に基づき、特に要望の高かった検定合格等に向けた諸対策として「0（ゼロ）からの挑戦塾」を新年度から開講することとした。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

東日本大震災発生時に各社で得た反省教訓事項、あるいは当協会が、宮城県下に災害援助隊を派遣して実際に災害支援活動を行って得た反省・教訓事項を踏まえて、近い将来に発生すると予測される大規模災害に的確に対処するために「災害対策支援協定」に基づく活動要領等を実効性のある内容に見直したほか、食料等の備蓄、必要な装備資器材の調達、各種訓練等の推進に役立てた。

また、直下型地震に備えるための都内各区、市ごとの防災対策について機関

誌「とうけいきょう」に連載し、発災時対策の情報を提供している。

2 適正業務指導

警備業法は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的としている。

現在、警備業は、国民の自主防犯活動を補完又は代行する生活安全産業として位置づけられ、その意味から、警備業者は、各種法令の遵守が強く求められているところである。しかしながら、検定合格証明書を偽造して逮捕された事案や警視庁が行う立入検査結果、更には行政処分状況から判断すると、一部に適正な警備業務が行われているとは言い難い面も散見されるところであり、信頼される適正な警備業務を行うことが喫緊の課題として浮上している。

そのため、警備業法等の周知、警備業務を取り巻く現状の課題と改善策の提言指導など、関係諸官庁から担当官を招き、自主的に業務の適正化を図ることを目的とした研修会等を次のとおり実施した。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警備業法第47条に基づく立入検査前の研修会を、警視庁の担当官を招き4月25日みらい座池袋（豊島公会堂）で実施した。主として各社の警備員指導教育責任者を対象に「適正な警備業務の在り方」「警備業務の現状と問題」など、警備員指導教育責任者の在り方等について研修した。

（参加者 1,413名（会員840名及び非会員573名）

(2) 施設警備業務経営者等研修会

9月26日東警協第2研修センターにおいて、主として施設警備業務を営む経営者等を主体に、施設警備業務各社の経営者、指導教育責任者等を主体に研修会を実施した。警視庁の担当官から「警備業の概況と適正業務」、東京消防庁の担当官から「地震時の対応と行動」などの研修を受け、適正な業務の重要性と震災対応などについて学んだ。（参加者122名）

(3) 交通警備業務経営者等研修会

9月5日東警協第2研修センターにおいて、主として交通警備業務を営む経営者等を主体に、警視庁担当官から「警備業の現況」、東京消防庁第6消防方面本部担当官から「東日本大震災福島原発活動」、東警協専務理事から「警備業の諸問題」などの研修を受け、警備業務の適正な実施、部下指導の重要性等について学んだ。（参加者81名）

(4) 機械警備業務管理者研修会

11月8日東警協第2研修センターにおいて、機械警備業務管理者を主体に、警視庁担当官から「警備業務の現状と諸問題」についての研修を受け、機械警備業務管理上の諸対策及び適正業務の実施について学んだ。（参加者53名）

(5) 輸送警備業務管理者研修会

11月15日輸送警備業務を行う警備員指導教育責任者等の管理者を主体に、交通管制業務の実態把握を兼ね、警視庁交通管制センターの見学とあわせて警視庁担当官から「輸送警備業務の現状と諸問題」についての指導を受けた。特に、管制センターの見学では、都内道路の渋滞状況などの交通状況、管制状況の指導を受け、道路交通状況にあわせた輸送経路の選定など、業務運営上の課題を把握する上で有益な研修会であった。（参加者45名）

(6) 適正業務パトロール（交通警備業務）

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、春・秋の全国交通安全運動とあわせて4月6日から4月15日までの間及び9月21日から9月30日までの間の2回、交通警備安全パトロール週間を設定し交通誘導警備現場における事故防止対策を推進した。現場数延べ2,014箇所、4,335ポストを各社の担当者がパトロールを行い、危険箇所の把握、安全に配慮した配置施策等の個別指導を行うなど、適正業務の推進に努めた。

9月の実施時には「安全パトロール週間、適正な誘導は、端正な身だしなみから」等の文字及び交通誘導をする警備員の絵入りポスター1,000枚を作成配布し、適正業務実施の啓発を図った。

(7) 警視庁との意見交換会（交通警備業務）

5月14日及び10月15日の2回、東警協研修センターにおいて、警視庁生活安全総務課及び交通規制課担当官を招き、交通警備業務担当理事以下代表者が出席の下、検定合格警備員の配置基準の問題点をはじめ、交通規制上の安全対策や課題等について意見交換をした。

IV 災害対策支援事業

（定款第4条第1項第4号「警視庁との協定に基づく大災害発生時における支援活動等に関する事業」）

「犯罪等に強い社会を構築」するには、大災害をはじめ、大規模事件・事故等が発生した際における警備員の支援活動も重要な要素となる。この活動は、根拠となる災害対策支援協定に基づくものであるが、この協定に基づく活動要領を、東日本大震災を踏まえ実効性のあるものに見直しをした。折しも、近い将来に高い確率で起きると予測される首都直下地震や南海トラフを震源域とするマグニチュード9.1の巨大地震が起きた場合の被害額の試算が報道されたところである。これら有事の際にAED操作などの初歩的救命救急、あるいは交通誘導警備業務等、業務上の専門的知識と能力を持ち合わせた警備員が、警察力の補完として役立てるような環境構築と技術の向上等を目指した指導者訓練をはじめ、研修会、地域ごとの招集訓練を次のとおり実施した。

1 環境構築

災害対策支援協定に基づく活動要領は、東日本大震災を踏まえ、災害対策委員会を中心に警視庁と協議をしながらより実効性のあるものに見直し、4月1日から運用開始としたところである。これを契機に、支援要員の確保、緊急連絡網などの体制及び資器材の整備、備蓄食料等の確保などの整備を推進していく。

※ 改正活動要領等

- ① 警視庁等との災害支援協定に基づく警備業務実施計画（全面改正）
- ② 「東京都災害時支援警備共同企業体」災害警備実施計画（全面改正）
- ③ 災害時における支援協定及び広域協定に基づく警備業務の委託契約書並びに当該警備業務に係る共同企業体協定書（一部改正）

2 研修会・訓練等の実施

(1) 災害対策指導者訓練

5月7日、警視庁交通安全指導センターにおいて、災対加盟各社の指導者に対する災害対策訓練を行った。この訓練には災害対策委員と各警察署班の班長を中心に指導者が参加して、災害支援協定の概略について説明を受けた後、ゴージャックを使用した放置車両の移動訓練、交通整理警察官と連携した交通整理・誘導訓練、AED（自動体外除細動器）操作方法及び三角巾使用方法訓練の実践的実技訓練のほか、警視庁担当官から、パワーポイントを視聴しながら「津波・震災対策」の指導を受けた。（参加者270名）

(2) 東京都総合防災訓練への参加

本年は、9月1日都・区・各防災機関との連携強化と「自助・共助」意識の確認、地域防災力の向上を図ることを目的に実施された。当協会は、目黒駅周辺で行われた東京都、目黒区、各防災機関との合同訓練に参加し、私服警備員による帰宅困難者体験や制服警備員による交通誘導、避難者誘導などの実践的訓練を実施した。（参加者130名）

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

平成24年9月3日及び本年1月17日の2回、電話連絡網による招集伝達訓練を実施した。新宿地区は、電話による訓練のほか、独自にメールによる訓練を行った。

(4) 各地区における研修会、地域ごと及び所轄警察署ごとの訓練に参加

各地区の自主活動として、それぞれ研修会等を行ったほか、会員各社においては、各地域及び各警察署において実施された震災訓練等にそれぞれ自主参加した。

V 表彰等事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第9号「警備業に関する資料の収集及び情報の交換並びに相談、指導及び苦情の処理に関する事業」、第10号「警備業務に関し、功労のあった者に対する表彰事業」、第12号「その他協会の目的達成のために必要とする事業」)

会員相互の支援、交流などの会員に共通する利益を図ることを目的とした活動の一環として、他の模範となる警備員を選考し表彰するなど、協会で率先して警備員の資質の向上を図った。また、警備業で共通する労務問題に対処するための研修会の開催、情報共有のための業務別及び地区別に意見交換会を実施したほか、上級救命講習、不当要求防止責任者講習の受講希望者を募り受講機会を設けるなど、会員を対象にした警備業にも必要とされる資格取得のための事業を推進した。

1 優良警備員表彰及び警備員教育功労者等表彰

(1) 優良警備員表彰

10月30日銀座ブロッサムにおいて、来賓に警視庁生活安全総務課理事官、東京消防庁防火管理課長、(一社)全国警備業協会協会総務部次長を迎え、当協会会長及び理事等出席の下、優良警備員の表彰式を行った。会長から優良警備員1級109名、2級474名の計583名に対して表彰状と記念品を贈呈した。

(2) 警備員教育功労者等表彰

5月15日グランドアーク半蔵門において、通常総会後の意見交換会の席上で、警備業功労者1名と警備員教育功労者2名に警視庁生活安全部長と当協会会長連名表彰を、また、警備員教育に功労のあった団体3社及び個人9名に会長感謝状と記念品を贈呈した。更に、平成25年1月18日新年互礼会の席上で、警備業功労者1名に警視庁生活安全部長と当協会会長連名表彰を、産業安全・労働衛生功労者1名に会長感謝状と記念品を贈呈した。

2 労務関係

労働災害防止の機運の醸成、警備業で共通する労務問題に適正に対処するための研修会等を次のとおり実施した。

(1) 業務適正化推進大会～リスクセミナー2013(労働安全衛生大会)

適正警備を推進する上で不可欠である業務中の労働災害防止の機運を醸成するため、2月8日東食健保会館において、来賓に警視庁生活安全総務課管理官を迎え「業務適正化推進大会～リスクセミナー2013～」を開催した。

開会冒頭に、労働災害で犠牲になられた方々に哀悼の意と安全衛生活動に尽力された先人に敬意を表するとともに、これからも労働災害防止に協会一丸となって全力を尽くすという思いを込めて1分間の黙祷を行った。

その後、労働災害防止に関して募集した「論文」「ポスター」「標語」の優秀者に会長賞を贈呈した後、優秀論文の発表、東京労働局の安全専門官から映像を交えた「労働災害の現状と課題」、警視庁教養課担当官による実践的護身術の演武披露、東警協顧問の社会保険労務士から「知らないと怖い！就業規則の作り方」の研修を行った。研修後、大会宣言を採択、労働災害防止に取り組むことを誓って閉幕した。（参加者290名）

(2) 適正業務研修会（施設警備業務労務管理者研修会）

10月19日東警協第2研修センターにおいて、施設警備業務の各社経営者を主体に、講師に協会顧問の社会保険労務士を招き「モンスター社員の対応実務」の研修を実施、経営者としての在り方について学んだ。（参加者195名）

(3) 適正業務研修会（交通警備業務労務単価実務者研修会）

国土交通省と農林水産省が公共工事の工事費の積算に用いるために毎年10月行う「公共事業労務費調査」に適正に対応するため、8月29日東警協第2研修センターにおいて、主として交通誘導警備業務各社の経営者、経理担当者の実務者研修会を実施した。

労務費調査には、労務単価調査資料を有効にするための就業規則、雇用契約書等が策定されていることのほか、賃金台帳等を正確に作成することが求められることから、昨年度に引き続き全警協が推進する「平成24年度交通誘導員労務単価問題対策『モデル県』」に応募するなど、その対策を練ったところである。全警協派遣の講師から、労務単価の現状、調査表の作成要領等について、当協会顧問の社会保険労務士から「社員の入社から退職まで」の研修を受けた。

正確な調査表作成の重要性、労働関連法の遵守について改めて学んだ研修会となった。（参加者43名）

3 その他会員対象事業

(1) 業務別報告会

ア 施設警備業務

2月1日ホテルラングウッドにおいて報告会を開催し、平成24年度の施設警備業務の活動結果及び平成25年度活動計画を報告後、研修会を実施した。

研修会の冒頭に、警視庁教養課術科担当官から受傷事故防止のための実践的護身術を学んだ後、東警協専務理事から「東京都警備業協会の本年の展望」、警視庁担当官から「警備業の現況」について研修し、加盟員としての在り方、適正な警備業務の実施などについて学んだ。（参加者245名）

イ 交通警備業務

2月15日オーラムにおいて報告会を開催し、平成24年度の交通警備業務の活動結果及び平成25年度活動計画を報告後、研修会を実施した。

研修会では、協会顧問の社会保険労務士から、警備業界の課題として取り上げられている社会保険問題共有するため「社会保険制度の現在、そしてこれから」の講演のほか、警視庁担当官から「警備業の現状と課題」、東警協専務理事から「協会及び業界を巡る諸問題」の講演があり、求められる経営者像について研修した。（参加者116名）

ウ 機械警備業務及び輸送警備業務

2月7日アルカディア市ヶ谷において報告会を開催し、平成24年度の機械警備業務及び輸送警備業務の活動結果及び平成25年度活動計画を報告後研修会を実施した。

研修会では、警視庁担当官から「警備業の概況と適正業務の推進」と題して、機械警備及び輸送警備における事件、事故の発生状況、他県での不適切事案などのほか、改正警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準の解説、業務に関する留意事項など、業務推進上参考となる具体的な内容の講演で、有益な研修となった。（参加者65名）

(2) 地区別報告会

中央地区、千代田地区、城南地区、南西地区、新宿地区、北西地区、北東地区、多摩地区の8地区それぞれが、報告会とあわせて諸官庁等から講師を招き「適正な警備業務の実施」「警備業の現況」「警備業の回顧と展望」「東京電力福島第一原子力発電所事故現場に出動しての教訓」「自転車の交通ルールとマナー」等、時機と問題点をとらえた研修会を実施し、警備業に求められる課題をはじめ、適正業務の重要性等について研修した。

(3) 上級救命講習

他機関が実施する各種資格取得講習のうち、東京消防庁が実施する上級救命講習を上野消防署の協力と指導のもと、同署で実施する講習時に受講機会を得て、主として施設警備業務を実施する警備員を対象に資格取得を支援した。

（受講者延べ5回134名）

※ この資格取得支援を始め、各種検定、災害対策訓練などで救命救急業務の周知を行うなど、多年にわたり救急行政に貢献したとして、平成25年3月7日東京消防庁開設65周年記念にあわせ、東京消防庁消防総監感謝状を受賞した。（3月19日上野消防署長から伝達を受けた。）

(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動

平成21年5月の通常総会で「東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会」を設立し、反社会的勢力の排除活動を推進してきたが、更に効果的に推進するため、警視庁をはじめとする関係機関と緊密な連携を取り、警備業界への暴力団等反社会的勢力介入の排除と健全かつ適正な警備業務を実施するため、次のとおり研修会等を行った。

ア 東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会の開催

本年2月22日の理事会開催にあわせて、東京都警備業協会暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会総会を開催し、平成24年度の活動結果及び平成25年度の活動計画等の報告をした。

イ 不当要求防止責任者講習の開催

政府指針に「警備業者は、本社、支店、各営業所に不当要求防止責任者を配置する」となっているほか、暴力団対策法には、事業者に不当要求防止責任者を選任することが努力義務として規定されている。6月19日、7月13日及び10月23日の3回、東警協第2研修センターにおいて、会員各社の法人代表、総務・法務担当を主体に、警視庁及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターから講師を招き、平時・有事の心構えや対策を身につけるための不当要求防止責任者講習を開催し、その推進に努めた。

(参加者延べ358名)

ウ 研修会の実施

本年2月14日東警協第2研修センターにおいて、警視庁組織犯罪対策第三課担当官から「暴対法改正に伴う暴力団情勢と対応要領等」について、昨年7月30日城南地区において、同じく組織犯罪対策第三課の担当官から「暴力団排除条例施行後の運用状況」の研修を受け、暴力団の現状と企業の暴力団等反社会的勢力からの排除対策を学んだ。

(参加者 東警協195名、城南地区70名)

エ 広報啓発等

機関誌「とうけいきょう」に研修会の講演内容、暴排行事の開催内容や参加状況を掲載し、各企業における暴排気運の醸成に努めた。

オ 暴力団排除活動の行事に参加

(ア) 暴力団追放都民大会に参加

11月9日日比谷公会堂で開催された第21回暴力団追放都民大会に東警協から事務局担当者と会員会社から30名が参加した。

(イ) 暴力団排除関係団体連絡会総会に出席

7月11日日本橋社会教育会館で開催された総会に事務局から担当者が出席した。

平成24年7月11日現在で、職域団体は当協会を含め30団体、地域団体82団体が暴力団排除関係団体に参画している。

VI 書籍等販売事業

(定款上の事業～定款第4条第1項第6号「警備用資器材の研究開発、関係図書
の収集及び発刊並びにこれらの購入及び斡旋に関する事業」、第12号「その
他協会の目的達成のために必要とする事業」)

警備員の教育図書として、次のとおり警備関係図書等の販売を行った。

・ 警備業法の解説	1, 500冊
・ 警備員指導教育責任者講習教本	4, 132冊
・ 警備員指導教育責任者講習問題集	1, 181冊
・ 警備員必携	1, 339冊
・ 施設、交通、雑踏、貴重品問題集	1, 943冊
・ その他の書籍等（ビデオ、DVD含む）	4, 861冊（点）
合計	14, 956冊（点）